

●香川県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年6月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津丸亀線（205号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市金倉町字川西568番8 地先から 丸亀市城西町二丁目138番6 地先まで	前	2.9~16.8	2695	市道移管による不用物件 化
	後	—	—	